

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2015年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。また、これは地域主権を脅かすものではなく、地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と負担率を1／3から1／2へ復元するなどの制度改善が重要である。

給食費、修学旅行費など、保護者の負担が大きくなっていて、地方交付税措置されている教材費や図書費についても、都道府県や市町村においてその措置に格差が出ている。国庫負担率が1／3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっていて、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1／2に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

- ・ 衆議院議長 伊 吹 文 明
- ・ 参議院議長 山 崎 正 昭
- ・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
- ・ 財務大臣 麻 生 太 郎
- ・ 総務大臣 新 藤 義 孝
- ・ 文部科学大臣 下 村 博 文